

平成21年度第4回帯広市都市計画審議会 議事概要

日 時：平成21年12月17日（木）午前10時00分から

場 所：帯広市役所議会棟3階 全員協議会室

出席委員：土谷会長、野村副会長、市原委員、賀陽委員、菅野委員、児玉委員、後藤（健）委員、後藤（美）委員、竹鼻委員、富井委員、中尾委員、松原委員、村田委員、吉田委員（以上14名）

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 題

(1) 付議書の交付

砂川市長から土谷会長に付議書が交付されました。

(2) 報告事項

① 帯広圏都市計画第一種市街地再開発事業の決定（付議）

② 帯広圏都市計画開広団地地区地区計画の決定（付議）

2案件については、平成21年9月15日開催の第3回都市計画審議会で承認後、平成21年9月24日から10月8日まで都市計画法第17条の案の縦覧を行った結果、意見書の提出等がなかったことから、会長専決により承認書の交付を10月13日に受け、北海道の同意協議を得て、平成21年10月29日付け帯広市告示第424、425号でそれぞれ決定された旨の報告があった。

○ 報告事項について委員からの意見・質疑などはありませんでした。

(3) 付議事項

① 帯広圏都市計画公園の変更

緑商第三土地地区画整理事業により、帯広市に帰属する約0.13haを共和公園として追加変更するものである。

本公園は、街区住民の身近な公園として、広場、植栽、水飲場などの整備を行い、市街地の環境整備を図るものである。

○付議事項に係る審議

上記の付議案件について審議が行われ、異議なく承認されました。

付議案件に関わる委員からのご意見等は以下のとおりです。

(委員からの主な意見・質疑)

【委 員】 この公園は、どのような使用が想定されるのでしょうか。

また、町内会に管理を委託する計画はあるのでしょうか。

【事務局】 この公園につきましては、地域の身近な公園ということで、地域の憩いの場となるような整備を検討しております。

整備内容は、現在計画中で、トイレ・水呑場・ベンチ・花壇・照明を設置し、広場では、イベントが出来るような整備を予定しております。

ほとんどの街区公園につきましては、地域共同管理で町内会を中心に管理をいただいております、本公園も同様に考えております。

(4) その他

①都市計画道路の見直しについて

見直し検討路線として抽出した 13 路線の必要性や実現性を検証し、「変更」、「廃止」と判断した路線について、8 月から順次地域説明会を開催している。

これまで説明会が終了した路線の見直し内容や説明の状況について報告を行った。委員のご意見等は以下のとおりです。

(委員からの主な意見・質疑)

1) 共栄通について

【委員】 白樺通から国道 38 号までの計画を説明してください。

【事務局】 白樺通から国道 38 号線までは、4 車線で現行計画のままです。国道 38 号から柏林台通の間につきましては、帯広競馬場の北側になりますが、現在平成 22 年度完了予定で事業を進めております。

【委員】 「見直しの効果」ということで、例えばこの場合（共栄通）では、「事業費の縮減」ということで約 23 億円となっております。

（共栄通は）用地補償費が大きいという話をされていたのですが、他の路線は「用地補償費の半減」、「事業費の縮減」と記載しているケースもあり、その使い分けをどのようにされているのか教えていただきたい。

共栄通は、用地補償費も含めた事業費として、約 23 億円なのでしょうか。

【事務局】 見直しの効果につきましては、用地補償費、それと断面の変更による事業費の縮小をそれぞれ算出しております。

今回の説明では、その中でも特に効果の大きい数字を記載しております。

詳細につきましては、工事費、事業費、用地補償費の数字を記載していませんが、本日は、説明会の概要の説明ということで、その中でも特に大きく効果が上がるものについて調書に記載しております。

【委員】 この都市計画決定を変更し、道路幅員を狭くすることにより、建築制限が外れる部分が出てくるということで、共栄通の場合は説明し理解していただいているということですが、他の路線で、深刻な話し合いをしているケースはあるのでしょうか。

【事務局】 現在までの説明会で、ほとんどの方にご理解をいただいております。

ただ一部の方からは、道路整備の計画があり、それを期待していたという方や、道路整備と併せて、自宅の建築を計画していた方もおりました。

それにつきましては、このような時代背景と共に、現計画のままにしても、道路整備が出来ないことを説明し、ご理解は頂いているところです。

2) 東大通について

【委員】 柏葉高校の前のところは、実質歩道がないところで、特に冬季間については、バスや車や生徒の多くがこの東大通を使用している状況にあり、極めて危険な状態が続いております。

先ほど後年次の整備を予定していると聞きましたが、そのような現状から早期の整備が必要だと思われませんかでしょうか。

【事務局】 東大通の見直し区間のうち電信通から国道 38 号までのこの区間につきましては、都市計画道路見直し後、早期に整備したいと考えております。

先ほど、後年次になると説明したのは、この電信通から 13 丁目の区間について、現在車道と歩道が分離され暫定整備ではありますが終了しておりますので、こちらの区間については、将来的には自転車道と歩道を併設した整備を検討しておりますが、この区間に関しては、他の未整備の街路の整備を急ぐ関係から後年次になります。

【委員】 自転車道と歩道を併設した整備を検討されているということですが、図面上では理解できるのですが実態はどのように整備されるのでしょうか。

【事務局】 自転車歩行車道は、自転車も歩行者も通行出来るようにしているのですが、自転車道として 2m 確保してラインを引いている事例はあまりございません。

今後は自転車道を整備しなければならないと思っており、(自転車と歩行者を)分離する考えを持っております。

整備内容につきましては、現在事業認可という段階で検討協議ではありますが、カラー舗装、又はラインで分離する手法が考えられております。

現時点では、これをどう分離するかということは決定しておりませんが、ラインもしくはカラー舗装ということで検討しております。

3) 南 3 丁目通について

【委員】 未整備区間 110m は、現在どのようになっているのでしょうか。

【事務局】 現在、ここについては私道になっております。

幅員は 4.5m で、もともと建築基準法が制定される前からあった道路です。説明会の中では、市道にしていだけないかという意見もございます。

ただ道路幅員が狭いものですから、市道にするために用地の寄付をしていただければならないので、そうすると、現在住んでいる方の敷地の問題もあり、それは難しいと思われまます。

また、市道にするには、最低 6m の幅員が必要です。

4) 大和通について

【委員】 帯広川河川敷に副道を設置する必要があるのでしょうか。

【事務局】 河川敷だけではなく、民地があります。

地権者の方と話し合いをした中で、まだ土地利用が定まっていないということで、将来的にもしここを宅地するのであれば道路を盛れば副道は要らなくなりまます、現状としては、ここに民地がありますので設置しております。

5) 全体的なご意見・ご質問等について

【委員】 将来交通量の減少ということで数字が記載されておりますが、これはどのようなデータを基に記載しているのでしょうか。

【事務局】 北海道の調査で、平成 17 年から三カ年で総合交通体系調査を実施しております。

帯広圏全体でも、パーソントリップ調査を実施し、平成 17 年秋に平日と休日、帯広圏域世帯数全体約 10% を抽出しまして、国勢調査と同じ方法でその日どういう動きをしたのかということとを全部調査をしました。

この調査を基に、どのような交通手段でどういう動きをしたのかということとを捉え、それを解析し、これからの人口の伸び等を勘案しまして将来の交通量を推計しております。

その成果が、平成 20 年に帯広圏総合交通体系マスタープランということで作成されております。

それに基づいて平成 37 年の帯広圏全体の交通量の推計が出されております。

【委員】 都市計画道路見直しに関する説明会について、説明会での意見というのが記載されているのですが、説明会がどのように開催されているのでしょうか。この問題は地域の方々にとって切実な問題だと思うので、どのように周知をされて、どのような方が出席されて何回説明会を開催したのかということをお教えいただけませんか。

【事務局】 説明会につきましては、各路線の沿線の町内会、それといままでの建築制限の問題もあることから、該当する都市計画道路に面した地権者の方々全員に郵送でご案内しております。

郵送の際は、案内文書の他に見直しの内容が分るもの図面を添付してご案内しております。

説明会につきましては、各路線の直近の福祉センター又はコミュニティーセンターで開催しております。

町内会にも町内会長を通じまして、各班に回覧をお願いしまして、ご参加いただいております。

説明会については、路線の長いものは 3 回、路線の短いものは 1 回開催しております。

出席者数につきましては、概ねご案内した方の三分の一程度の出席となっており、あとは町内会の関係者が出席しております。

説明会の内容がわかる文書を送付しておりますので、説明会の事前に当日出席できないので内容を教えてほしいという問い合わせもございました。

そのような場合は、そちらに Outreach しまして見直しの概要を説明しております。

説明会終了後に、説明会の説明内容、ご質問などを概要にまとめまして、欠席された地権者の方に送付しております。

(4) その他

②帯広圏都市計画第 6 回定時見直しについて

都市計画法第 6 条の 2 に基づき、北海道が都市計画区域毎に定めた都市計画の総合的な方針である「帯広圏都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（略称：整開保）」と都市計画法第 7 条に基づき北海道が定めた「帯広圏都市計画区域区分」の定時見直しの内容等について、報告を行った。委員の意見等は以下のとおりです。

【委員】 まず、ここは帯広市都市計画審議会で、「整開保」というのは、帯広圏ということで、そうすると音更町、芽室町、幕別町のことも当然入ってきますので、その辺がどのように整理されてくるのか、それから帯広市総合計画との関係ですが、現在、総合計画の中で議論し、人口想定についても具体的な数字を示しております。その中には人口構成の考え方も出ております。

これを見ますと国立社会保障人口問題研究所の数値ということで、この前回の「整開保」を見ると、産業の規模など具体的な数値もこの中にありますので、この数値の前提であれば、その辺の整合性がどのようになるのか。

もう一つ遡ると帯広市でいうと第5期総合計画の時にやはり同じようなことがあったかと思うのですが、このときは実際問題どうだったのか、その点についてお聞かせください。

【事務局】 先ほど最初の素案の作り方ですが、「整開保」をよく見ていただくと、それぞれ各市町ごとに記載されております。

まず各市町村で自分達のまちづくりをどうするか、それぞれの町には都市計画マスタープランがあり、それを踏まえ、どのように「整開保」に書き込んでいくかということ、帯広圏圏域協議会というのがございまして、その中で総合調整をしながら、北海道の方に案を申し入れるという形で進めたいと考えております。

確かに基本的なフレームについては、北海道から示されているコンパクトな街づくりに関する方向性は出されておりますので、それを基本にしながら進めたいと思っております。

【委員】 第五期総合計画の時はどうだったのでしょうか。例えば概ねの人口が記載されており、産業の規模もこういうことを10年後目指しますと記載されております。

第五期総合計画と前回の「整開保」との関係はどうだったのでしょうか。

今回は第6期総合計画を議論してきたところですから、良く理解しておりますが、人口については、人口問題研究所が出している数値と違う目標を第6期総合計画では掲げようとしておりますので、それとの整合性をどのように取るつもりなのか。人口キャパとしては理解できます。

【事務局】 五期総合計画の人口については、今回見直し後の「整開保」の人口は北海道からも示されております。

北海道の考え方としては、人口が減少してきており、新たな市街化区域の拡大をするのではなく、現在あるものを有効に使っていこうという考え方がございます。

ただし帯広市については、過去に17万5千人が張り付いた実績がありますので、街のキャパとしては17万5千人までで十分で、「整開保」で示されている人口17万5千人より下がっておりますが、キャパとしては大きくありますので、都市計画上の将来人口推計はこうなっておりますが、これはまちづくり上で問題はないかと思っております。

【事務局】 前回の定時見直しの関係について、帯広市で見ますと帯広市の第五期総合計画では、18万8千人です。

都市計画の人口は限りなくこれに近づけようと努力し、18万3,600人という人口フレームで現在都市計画を進めております。

このうち市街化区域については概ね出来ておりまして、市街化区域でも17万4千人の收容能力を市街化区域としては持っているということでございます。

今回第六期総合計画の目標人口は17万人ですので、十分今回の第六期総合計画の想定人口に耐えうる都市計画の收容人口は出来ていると思っております。この15万7千人は北海道が示した人口で、平成32年にはこの人口が帯広市で住んでいるだろうということで、都市計画の收容人口とのギャップは出てくるかと思いますが、新総合計画に即した形の都市計画は進められるのではないかとと思っております。

今後市街化区域の拡大というよりは、市街化区域をどう活用していくかという時代になってきておりますので、帯広市総合計画の中でも住宅支援ですとか住宅情報の提供などの施策をどのように展開するかという中で検討をしているところでございます。

【委員】 北海道の示すこの考え方自体も、それぞれの地域の中で総合計画を持っているわけです。

その整合性をある程度意識し、やはり示して欲しいと正直そう感じます。

帯広市は、人口が増加するという前提ではなく、頑張っって維持しようというのが今回の総合計画の考え方です。

他の地域は総合計画の人口を下げている地域もありますし、いろいろな姿があると思います。それを北海道自体がそのようなことを言ってしまうと、みんなそういう前提でやるのかという思いはあります。

こういう時代になってきたときの整合性を図っていくという過去は人口が伸びる前提だし目標がそれぞれあったかと思うのですが、総合計画とのある程度前回のとき数字を出来るだけ近づけるということで、18万3,600人ということがありました。

やはりその辺のところは帯広市だけの問題ではないと思っています。

【事務局】 帯広市のまちづくりの憲法は総合計画ですので都市計画についても総合計画に即してやるというのは当然でございます。

この「整開保」についても、今回の六期総合計画の都市計画の方向性を十分反映させるように今後、案の中では十分配慮していきたいと思っておりますし、北海道の方にもその思いを伝えていきたいと思っております。

【委員】 都市計画審議会は、都市中心部ばかり審議しているわけではなく、市街化調整区域の今後の利用の仕方について、農業関連のこととか、促進をはかるのも市街化調整区域の一つの役割だということを「整開保」に書いてあるのですが、その情報提供を今後していただけるのでしょうか。

私は、その辺の事情を理解できていないので、都市計画審議会の中で、農業系の調整区域についての決定事項を急に出されてもよく理解していないので、もしそういうことを「整開保」に記載するのであれば、事前の情報提供をお願いしたいと思っております。

【事務局】 都市計画を進める上で農業との調整は大事なので、これから農業との調整を進めて参ります。

農業サイドに基本計画というのがあり、現在、来年3月を目指して策定作業をしております。

市街化調整区域から日高山脈の麓まで農業のあり方の基本計画ですが、必要なものについては情報提供をして参ります。

○ 以上が、各委員からの主な意見及び質疑です。